

東京都立図書館協議会 第25期第9回定例会議事録

平成25年3月22日（金）

都立中央図書館4階 第2・3研修室

午後3時00分～午後4時35分

出席者名簿

委 員

宮林 徹 委員	糸賀 雅児 委員	(欠 席 者)
齊藤 一誠 委員	鈴木 秀樹 委員	池山世津子 委員
千野 信浩 委員	中島 元彦 委員	岡本 真 委員
中島 元彦 委員	長島 麻子 委員	田中久徳 委員
野末俊比古 委員		浦部万理子 委員

都立図書館幹部職員

中央図書館長 管理部長 サービス部長
総務課長 企画経営課長 多摩図書館長
資料管理課長 情報サービス課長 地域教育支援部管理課長

事務局

企画経営係長 企画経営担当係長

配布資料

東京都立図書館協議会第25期第9回定例会次第

「都民の課題解決に役立つ図書館を目指してーより質の高い図書館サービスの追及ー」(提
言案)

東京都立図書館協議会第25期第9回定例会

平成25年3月22日（金）

午後3時00分開会

【中島議長】 ただいまから第25期第9回東京都立図書館協議会を開会いたします。

本日、委員の皆様にはお忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

議事に入ります前に、事務局から配付資料の確認と情報公開につきまして説明をお願いしたいと存じます。

【企画経営課長】 企画経営課長の吉井でございます。よろしくお願いいたします。

まず、本日の欠席委員についてでございます。本日は、業務のご都合により、池山委員、浦部委員、岡本委員、宮林委員、田中委員の4名がご欠席でございます。また、出席予定ではありますが、長島委員と野末委員が若干おくれて来るというご連絡が入っております。

続いて、配付資料について確認をさせていただきます。

まず、一番表にあります「東京都立図書館協議会第25期第9回定例会次第」が1枚ございまして、その後、資料1といたしまして、冊子になっておりますが、「都民の課題解決に役立つ図書館を目指して」という本日いただく提言案でございます。

本日の資料は以上でございます。

次に、この会の情報公開についてでございますが、本協議会は原則として公開としておりまして、本日の会議内容は議事録を作成してホームページ等により公開をいたします。

なお、本日の傍聴者は2名でございます。以上、よろしくお願いいたします。

【中島議長】 それでは、本日の議事に入ります。

本日は、お手元の次第にございますように、第25期図書館協議会の提言を行うこととなっております。

第25期の協議会は、平成23年、一昨年5月に設置されまして、これまで9回の定例会で審議を重ねてまいりました。また、昨年9月に、並行しまして4人の委員による作業部会を設置し、提言案文を作成していただきました。案文につきましては、既に委員の皆様方にお配りしているところでございます。作業部会長の糸賀先生を初め作業部会の皆様方には大変なご苦勞をおかけいたしました。この場をおかりしまして、厚く御礼を申し上げます。

それでは、今回の提言につきまして、作業部会長の糸賀副会長から概要の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【糸賀副議長】 それでは、今期の作業部会の部会長を務めました私から、この提言の概要についてかいつまんでご説明したいと思います。

お手元の資料1を順次ごらんいただきたいと思います。

初めに、目次がございます。これで全体の構成を見ていただきたいと思います。第Ⅰ章、「はじめに」、第Ⅱ章、「都立図書館の重点的情報サービス等の現状」ということで、今期、私どもの図書館協議会に課せられましたのがこの重点的情報サービスの質的な向上ということでありました。この現状を第Ⅱ章で述べまして、第Ⅲ章が提言の主要な部分になるわけですが、「都民の課題解決に役立つ質の高いサービスの実現に向けて」ということで、この重点的情報サービスを中心に幾つかの提言をさせていただいております。そして、最後に「おわりに」ということで、実はこのフレームの中のステップ4について言及しております。

それでは、早速、中に入ります。1ページをごらんください。

第Ⅰ章、「はじめに」です。「検討の背景」をまず述べております。(1)が「図書館に求められる機能」ということで、昨年、平成24年に新聞各紙が取り上げた文部科学省による「社会教育調査中間報告」を少し紹介しております。各紙皆、図書館のことを取り上げております。これは社会教育調査ですから図書館以外のこともあるんですけども、いずれも図書館の貸し出しが伸びているとか、小学生の貸し出しが過去最高になったとか、図書館のことを紹介しております。

それから、後段に入りまして、文科省で「これからの図書館の在り方検討協力者会議」の報告の中で「課題解決型図書館」が提案されていること、それから、各地で最近「滞在型図書館」という新しいコンセプトで図書館を紹介するところも出始めております。つまり、貸し出しを重視した立ち寄り型の図書館から、図書館のあり方についても徐々にシフトしつつあるということがこれでうかがえます。

2ページにお入りください。

図書館を取り巻く環境の1つとして、やはり電子書籍のことにも少し触れておいたほうがいいだろうということで、2ページの上のところで電子書籍のこと。それから、これは昨年の6月に、国会図書館から国内の図書館に向けた送信が可能となるような著作権法の改正もなされております。これの実用化は来年、平成26年の1月からと聞いております

が、法的な整備の環境が整いつつあるということです。このように、生涯学習の支援だとか子どもの読書環境、その一方でインターネットや電子メディアの普及に伴う情報発信、課題解決の支援といったことで、幾つか図書館を取り巻く最近のキーワードをここで挙げて、環境が変わってきた、背景も変わりつつあるということを述べております。

次の(2)、「国の図書館政策の動向」です。ここは(1)がありますので、普通ですとそんなに述べなくてもいいんですが、今回の場合には昨年12月に「望ましい基準」が改定されたということで、国の図書館政策の動向についてもやや分量を割きました。

平成20年6月の図書館法改正、それから平成22年度の補正予算による「住民生活に光をそそぐ交付金」が全国で400億円図書館に使われたということで、国としても図書館に着目したことの1つのあらわれですので、このあたりも少し言及しております。

そして、2ページから3ページにかけてのところで、先ほども申し上げた「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」が、文部科学省より告示されました。これは都立図書館にとっても、これからの都立図書館のあり方を考える上での1つの手がかりになるだろうということで、これについてはこの後の中でも随時言及されております。特にこの重点的な情報サービスとかかわりがあるということで、3ページの下のところ具体的な基準の条文の一部を抜き出してあります。

3ページの下の方ですけども、マルポツが3つあります。これは、本来は市町村立図書館に対する基準なんですが、この基準の中でこの部分に関してはやはり都道府県立図書館についても準用されるとなっております。

改めてこの3点を読み上げますが、「就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供」、「子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続き等に関する資料及び情報の整備・提供」、「地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供」ということで、これはまさに都立図書館が重点的情報サービスとして従前から取り組んできたことが改めて国の基準によっても示されたということになります。それだけに、今回の都立図書館協議会の提言の中でも、これを踏まえた形でもう少し具体的にこのサービスを展開した提言をしていこうということになります。

これはある意味で、都立図書館がやはり日本の図書館全体の先導的な役割を果たすという意味合いも私は個人的には込めたいところでした。つまり、国の基準にこう書いてあるけれども、実は都立図書館はそれに類することはもう前からやっていたと。さらにそれを

これからリーダーシップを発揮して、ほかの国内の図書館に対しても一定の影響を与えていくことができる。そういう意味での指導的な立場に都立図書館がある。これがまさに首都東京にある図書館の役割の大事な1つだろうと考えます。それだけにこのあたりは、「はじめに」という部分ではあっても、ぜひ検討の背景として指摘しておく、あるいは触れておく必要があると考えました。

4ページにお入りください。

今の(1)、(2)が比較的都立図書館を取り巻く政策的な動向、あるいは国全体の動向でしたけれども、この(3)は「都立図書館を取り巻く環境の変化」ということで、これは都立図書館にずっと話を引き寄せて展開しております。

都立図書館では、改革フォローアップ3カ年プランというものが平成24年4月に策定されております。これに基づいて積極的なサービス向上に向かっているわけですが、今回の提言に当たってはここに書いた2つの点を環境の変化として取り上げました。

1つは、アとして書いた「都立多摩図書館の移転」であります。これも都立図書館の歴史上、大きな出来事の1つになるのだらうと思います。現在の立川の場所から、近い将来、移すということが決定しております。平成28年の国分寺市への移転です。

それから、イといたしまして、都立図書館協議会の前期——私どもは第25期なので、その前の第24期の「デジタル時代の図書館像」、ここではインターネットを活用したさまざまな情報サービス、特に最近ソーシャルメディアの普及で、利用者のみならず、図書館側でも、これを活用した情報発信に取り組むところがふえてきております。これも都立図書館としての1つの環境の変化として踏まえなければいけないだろうということになりました。

そして、「提言の視点」といたしましては、以上を踏まえて提言をしていくこととなりますが、ここでは大きく3つの項目を取り上げました。1つが、これまでこの協議会でも議論を積み重ねてまいりました重点的情報サービスのあり方、具体的にはビジネス情報と法律情報と健康・医療情報であります。2番目は、先ほどの多摩図書館の移転ということも近い将来ありますので、これを見据えた上で東京マガジンバンクのあり方、これが2番目の項目になります。そして、最後は、この協議会のたしか第25期の最初のころに、重点的情報サービスやマガジンバンクだけではなくて、協議会の委員の方には学校教育の関係者の方たちもいますし、今、学校教育と社会教育との融合・連携ということも国あたりではかなり言われております。やはり子どもたちに対する支援を東京都全体で考えていくこ

とも1つの柱になり得るだろうということで、今期、私どもの議論の中では学校教育活動の支援も時間を割いて取り上げてきた項目になります。

これらのサービスについて、最前から申し上げていますように、都立図書館は「首都東京にある図書館」です。単に東京都民に奉仕するだけではなくて、やはり全国規模といたしますか、オールジャパンの視点も見逃してはいけない視点だろうと思います。

そして、2番目に「広域的図書館」と書きました。つまり、1つの自治体の中に市区町村というほかの自治体も含んでいる。基礎的な自治体としては当然市区町村ということになりますが、都立図書館はその多くの複数の自治体を内包している「広域的図書館」であると。ここはサービスがやりにくい面もあるし、一方で地域主権とか地方分権と言われていの中で、市区町村の役割と東京都の役割との役割分担、機能分担、そういうことも視野に入れる必要があるだろうと思います。

委員の方々だけではなくて、都立図書館の職員の方もご存じだと思いますが、この1年ばかり全国各地で県立図書館と市町村図書館のあり方が問われるような場面がありました。言うまでもないことですが、大阪府でありますとか、近いところでは神奈川県、あるいは最近ですと、長崎県あたりでも県立図書館の移転に伴って、県立図書館と市町村との役割の関係ということが問われております。また、高知県あたりでも、改築に伴って市立図書館と県立図書館の建物を一緒にするというような話も出てきております。そういう中であって、広域的な図書館として都立が都内にある市区町村の図書館との関係、さらに言えば、いわゆる島しょ部といたしますか、離島もありますので、そういう特殊性を踏まえた上での提言という意味で、ここに「広域的図書館」を挙げました。

そして、最後、3番目に「大規模な公立図書館」ということです。大規模図書館ということの意味は、後で調査の報告もこの提言の中に盛り込まれていますが、結構遠方からも利用者を集めている図書館なんですね。機能面だけではなくて充実した蔵書、そして、大規模の中には当然職員体制が、人数が多いという意味合いもあるだろうと思います。大規模な開架、多くの雑誌、そして、すぐれた専門的職員を多数擁するというこの大規模図書館の魅力が、わざわざ時間とコストをかけて図書館までやってきてサービスを受けられるという魅力がこの図書館にはあるはずです。

私自身もほうぼうの図書館を見ていて、やはりこれだけの大規模開架を持つ図書館というのは、もちろん国会図書館を除いた公立レベルではなかなかそうはない。特に国会図書館は、今例に挙げましたが、かなりのものは書庫に入っていて出納で出てくるわけですので

で、ここの開架図書の魅力は捨てがたいものがあるだろうと思います。そういう意味で、この3つの視点を踏まえて、質的向上と量的拡大を図るための提言を作業部会では心がけたつもりであります。

さて、6ページ、Ⅱ章の「都立図書館の重点的情報サービス等の現状」というところにお進みください。ここでは、この提言が取り上げた先ほどの3つの項目について順次現状を紹介しております。

まず、「重点的情報サービス」です。これにつきましては、平成21年1月のリニューアルを契機に、1階部分にビジネスと法律、健康・医療の分野の資料、情報を集めたわけです。これにつきましては、平成24年6月、昨年6月に実施した利用実態・満足度調査によりますと、このコーナーを利用する目的としては、「仕事上の調査研究」と答えた方が54.8%と、半数以上の方が仕事上の調査研究の目的で利用されております。利用者の職業構成についてもこの調査で調べられておりますし、また、年齢あるいは男女の性別についても調査されております。30代の男性が多いというのがこの重点的情報サービスの利用者像ということになります。

以下、(1)、(2)、(3)として、この重点的情報サービスで取り上げた3つの項目について順次その現状に触れております。

(1)が「ビジネス情報サービス」。ここでも昨年実施した利用実態・満足度調査の結果に基づきまして、こういうサービスの認知度が調査されております。7ページの上のほうに数字が具体的に挙がっておりますが、「知っている」方が39.9%、つまり40%ですが、それに対して「知らない」方のほうが若干多かったという現状があります。

その次、(2)「法律情報サービス」。これにつきましても、知っているか知らないかという認知の状況を聞いております。こちらについては、「知っている」方が34.5%、「知らない」方が50.3%と、こちら知らない方のほうが多かったということで、このあたりはまだまだ広報活動面での不十分さがうかがえるように思います。

(3)が「健康・医療情報サービス」で、これも同じように1階に健康・医療関係の資料を集中的に配置しております。これにつきましても、やはり同じように昨年度の調査の結果が8ページで紹介されております。利用実態・満足度調査でも、このサービスを「知っている」方が28.3%、「知らない」方が55.8%で、残念ながらこの3つの中でも認知度が一番低いということになっております。

このあたりは、まだサービスを始めてそんなに長い歴史を持っているわけでもありませ

るので、利用者の方々の認知が十分でないのもいたし方ない面もありますが、それにしてもせっかく都立図書館側としてこれだけの配慮と一定のねらいのもとにこういうコーナーを設けたわけですから、もっと多くの方に知っていただいて、活用していただく必要性はあるだろうと思います。

それから、8ページの2、「東京マガジンバンク」です。多摩図書館は公立図書館では全国でも最大規模で、全国初の雑誌の専門図書館として平成21年5月にリニューアルオープンしております。ここでもやはり利用実態について数字を挙げて紹介しております。9ページの上のほうになりますけれども、雑誌の1日当たりの書庫出納冊数は、平成21年、22年、23年と着実に伸びていて、利用は増加している傾向にあります。

それから、来館者への調査なのである意味では当然なんですけれども、このマガジンバンクの利用状況を尋ねたところ、「利用したことがある」方は約半数で、「利用したことがない」方に比べれば多いということになります。ですが、これは利用者の方に聞いていますので、こういう数字になるのは当然と言えば当然です。同時に、「不満足」の方にも不満足の原因を聞いております。ここでは具体的に、大宅壮一文庫と比較して検索が難しい、保存状態がよくない資料がある、所蔵資料に比較して開架の冊数が少ないといった意見が見られたようであります。

次に、3、「学校教育活動の支援」についての現状です。これについては、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく「東京都子供読書活動推進計画」が策定されております。この中では、具体的に学校の教職員に対するレファレンスサービス等が計画されておりました。この現状については具体的な調査のデータはないのですが、特別支援学級を含めて、まだまだサービスの内容や対象が明確ではないといった問題があるようあります。

これらの現状に基づきまして、11ページのⅢ章以降で、都民の課題解決に役立つ質の高いサービスの実現に向けた提言を取りまとめたということになります。

11ページ以下をごらんください。この提言に先立ちまして、Ⅲ章の1は「実現のための枠組み(フレーム)」について説明しております。このフレームが4段階になっております。ステップ1、ステップ2、ステップ3、ステップ4ということになります。

ステップ1が「都立図書館の役割・機能を踏まえたターゲットの明確化」。「ターゲット」だとか、その後も「リソース」だとか、ちょっと片仮名が出てくるので、片仮名は最小限にとどめたほうがいいだろうと思いますけれども、要するに主たるサービス対象としてど

ういう方たちを想定するかということになります。

本文の中には、ステップ1の説明のところに、「都立図書館の役割・機能やサービスの対象とする利用者のセグメント（区分）を明らかにすること」と書いてあります。この「セグメント」というような表現、そして、ステップが1から4というのは、ここには明言されておきませんが、これは明らかにマーケティングの考え方なんですね。マーケティングでよくセグメンテーション、セグメント化ということが言われます。ここにははっきり都立図書館としてのマーケティングだというふうには書かれておきませんが、内容的にはやはりマーケティングの考え方が反映されたものだろうと思います。

次のステップ2は「図書館が有するリソースの最大限の活用」ということで、図書館が持っている資源ですね。具体的には、ターゲットに働きかけるときに、司書、蔵書、施設、組織的なネットワークを最大限活用できるような手だてはどういうものかということを考えるのがステップ2になります。

具体的に、(1)「司書の活用」、(2)「蔵書・施設の活用」、12ページに入りまして、(3)「組織的なネットワークの活用」というふうになっておきます。このあたりは既にこの協議会で再三、ステップ1から4まで出てきましたので、簡単に済ませます。

その次のステップ3が「既存サービスの充実・PRと都立図書館ならではのサービスの実施」。これは、いわゆる図書館の独自のポジショニングです。マーケティングで言う独自の立ち位置というものがあるわけですので、それを意識してサービスを実施していこうということなんです。

そして、ステップ4、最後ですが、「都立図書館自己評価による業務改善」。マーケティングという言い方をしましたが、別の言い方をすればPDCAの経営サイクルです。Plan-Do-Check-Action、ステップ4はそこの場合のCheckで、評価をきちんとやる。これが次の業務改善、つまりActionにつながって行って、初めてこういう提言は生きてくるということになります。机上の空論で終わってはいけません。最後はやはりきちんと評価をやって、次のActionにつなげていかなければ意味がないということになります。この点は、協議会の委員、そして作業部会のメンバーは十分意識しておきましたし、とりわけこれからこの提言を生かして、実務、業務に反映していく都立図書館の方々には心がけていただきたい点になります。

そして、今度は具体的に2以下で「実現に向けた取組み」を取りまとめておきます。

先ほどの3つのサービス項目、学校教育支援を含めた3つについて、順次、ステップ1

からステップ4のフレームの中で提言をまとめております。

(1)「重点的情報サービス」。ここでは、「サービスの目標」として、どんな方々をターゲットとするのかということになります。ここだけはこの中がまたビジネスと法律情報と健康・医療という3つに分かれております。

まず、ビジネス情報のターゲットです。13ページの一番上にありますが、主たる利用対象として、(ア)、(イ)、(ウ)の3つがあります。(ア)が「ビジネスの現場で、自身で資料入手や調査をしなければならない、事務職、営業・販売職、技術職等の会社員や個人事業者」、(イ)が「就職先を探している人」、(ウ)が「起業したい人」となっております。

ステップ2で「図書館が有するリソースの最大限の活用」ということで、ここでは幾つかの項目に分けてまとめております。

リソースの最大限の活用の最初は「レファレンスサービスの充実」です。レファレンスサービスの場合には、レファレンス資料だけではなくて、やはり職員が重要だろうということで、人材育成の点についても言及しております。これはこの協議会の場で複数の委員の方からも指摘がありました。やはりそれが外に対して見えるような形にする必要があるだろうというご提案もございました。それを反映したような形でここをまとめております。東京都の自己啓発支援制度の中での資格取得支援ですね。職員がこういう資格を取ることについても、それは奨励されるべきであろうというふうに言っております。

一方で、これも協議会の場に出てきたことですが、中堅職員の年齢層が極めて弱くなっている。ある意味で年齢構成が非常にアンバランスになっている。それだけに、きちんと図書館運営のノウハウ、特にレファレンスサービスのスキルやノウハウが伝わっていくように、これは今、どこの世界でも問題になっていますけれども、年長者のスキルやわざがちゃんと後継者に伝わっていくことができないという懸念があります。都立図書館でも似たような状況にあるだけに、職員の培ってきたノウハウがちゃんと次の世代に引き継がれていくような配慮は、職員配置だとか採用の面でぜひ検討していただきたい、ご配慮いただきたいことでもあります。

次が「棚作りの工夫」ということで、ここはなかなか難しいんですけども、資料をどう配置するかですね。ビジネス情報は大変多岐にわたっております。それだけに、棚をどうつくっていくか。これは恐らく職員の方もご苦労があったのだらうと思いますけれども、ここでは改めてビジネス情報サービスのところで紹介している「企業・業界情報リスト」が1階と2階の横断的なリストになっていて有用であらうと。また、ブクログのように、

ブログ上で仮想の書棚をつくるというような発想もあっていいのではないかとこのことを提案しております。

そして、最後に、「『専門図書館ガイド』の一層の活用」ということで、都立図書館が編集されました「専門図書館ガイド」も、もっと利用者に対してチラシ等を使って紹介したらいいのではないかと考えました。

ステップ3の「既存サービスの充実・PRと都立図書館ならではのサービス実施」というところでは、棚の配架だけではなくて、満足度調査のあり方といったことについても言及しております。満足度調査できちんとその実態を把握した上で、中小企業や起業したての人たちの異業種交流などもできるような、従来の発想とは違った場の提供ということも考えてみたらどうかということで、ステップ3のところでは提案しております。

ステップ4については最後にまとめてということで、個別のところには出てまいりません。すべてステップ1からステップ3までの提案がここでまとまっているということになります。

次、16ページの下で「法律情報サービス」です。

ここでのターゲットとしては、いわゆる法律の専門家ではない方たちということで、16ページの下のところ（ア）、（イ）、（ウ）の3つがあります。（ア）として「生活上や仕事上で法律情報を調べたい人」、（イ）として「不動産や消費者問題などについて法的トラブルを抱える人」、（ウ）として「法律専門職等を目指し法律を勉強している人」、こういう方たちを想定しております。

そして、ステップ2で「図書館が有するリソースの最大限の活用」のところでは、ここもやはり同じように見出しを掲げまして、「サブジェクトライブラリアンの育成」、18ページ、「サインシステムの工夫」ということで、内容的には先ほどのビジネス情報と多少重なるところもありますが、やはり人材育成が重要だということはここでも強調しております。サインシステムについても、実は1階だけではなくて、2階にも関連する資料がありますので、それが利用者の方にもわかるような工夫も必要だろうという指摘をしております。

ステップ3では、これもビジネス情報の場合と同じですけれども、都立図書館ならではのものとして、他の図書館では入手が困難な法律関係資料の収集・提供、ここらあたりが必要になるわけですが、そのためには第三者や有識者による蔵書評価、都内の市区立の図書館にある法律関係のものと都立ならではの蔵書にどのような違いがあるのかをきちんと把

握しておくことも必要だろうと。都立図書館に来た方への調査だけではなくて、都内のほかの図書館との蔵書の差異化、違いをきちんと把握しておくことも必要だろうと指摘しております。

この重点的情報サービスの最後、3番目がウで「健康・医療情報サービス」です。

ここでもステップ1として、ターゲットについては医療とか健康問題の専門家ではない人になります。18ページの下の(ア)のところでは、「自分自身または関係者の健康に不安を抱え、医療に関する情報を求めている人」、(イ)として「看護師・介護福祉士などの医療・福祉関係者」、(ウ)は「看護・介護等の勉強をしている人」、こういう方たちを想定しております。

ステップ2のリソースの最大限の活用では、やはり職員についてまず触れております。「健康・医療分野の知識拡充」ということで、この方面の主題知識というものをきちんと把握する。ゼネラリストの職員だけではなくて、そういう専門分野に特化した職員の育成ということも必要だろうと考えました。また、「書架配置等の工夫」、ここらあたりは先ほどの健康・医療の場合と共通するところでもあります。そして、「専門機関等との協力体制」ということで、ここでも「専門図書館ガイド」について言及し、他の医療関係の専門情報機関との連携の必要性、ネットワークの必要性をうたっております。

そして、最後、ステップ3のところ「都立図書館ならでは」ということで、これは前の2つ、アとイとやや重なりますけれども、資料群を特定のテーマについて配置したり、また、分類についても工夫が必要だろうと。第三者や有識者による蔵書評価の必要性も、法律情報のコーナーとあわせてここでは指摘しております。

さて、課題の2番目が「東京マガジンバンク」ということになります。

これまでと同じように、ステップ1でまずターゲット、ここについては(ア)と(イ)の2つになります。(ア)として「放送・新聞・広告関連や文筆業など『情報発信のプロフェッショナル』」。もう一つは、プロではなくて、プロを目指す学生ということになります。(イ)は「社会学、広告、マーケティング等を専攻する大学生」、こういった人たちをマガジンバンクのターゲットとして挙げております。

そして、ステップ2のところでは、これもこれまでのフレームと同じことですが、順次、項目を挙げて提言しております。

最初が「調査支援体制の向上」。そして、22ページに行きまして「開架タイトル数の拡大等」。移転に伴って開架のタイトル数をふやすのはいいチャンスだろうと思います。先ほ

ども開架のタイトル数が少ないという利用者の声もありましたので、開架タイトル数をふやしていくということはぜひ今後継続してお考えいただきたいと思います。これがほかの図書館にはない大きな魅力だろうと思います。なかなかほかの都道府県の図書館でも、これだけの雑誌を用意したところはそう多くはないわけですので、この点はやはり都立図書館ならではの資料サービスとして一層の充実を期待したいところであります。あと、ここでは「大宅壮一文庫等との連携」についても簡単に触れております。

ステップ3のところは既存サービスの充実と都立図書館ならではのサービスということで、ステップ2と多少重なるんですけども、他の公立図書館にはないような企画、そしてイベントの開催ということを提案しております。

特にここでは、ほかに雑誌記事調査のツールやノウハウについて、これだけのタイトルを持っていけば、逆に独自のものができる可能性もあるということで、23ページの下のところ「例えば」として、①「既存の雑誌記事索引の収録対象ではないタイトルリスト等の作成・提供」、これは国会図書館ですとかN I Iでもやっております。それとは違うタイトルを都立図書館が持っているだけに、独自の書誌の作成が考えられます。②は「テーマ別に雑誌を紹介した資料リストの作成・提供」、③「国立国会図書館の雑誌記事索引や国立情報学研究所の論文データベースとの連携」、こういったことも将来考えてみたらどうかという提案をしております。

ほかにも具体的にはC i N i iでありますとか、科学技術振興機構のJ - S T A G E、こういったものとの連携についてリンク付け、メタデータの共有・活用、こういったことによって、最近、図書館界でよく言われておりますディスカバリーサービスということが考えられるし、公共図書館サイドからのディスカバリーサービスの貢献の窓口はやはり東京都立図書館になるだろうと思います。なお、こういった最近の図書館界でのキーワード、専門用語については脚注で随時説明するようになっております。

今の「ディスカバリーサービス」についても、24ページの下に簡単なグロッサリーとあります。用語解説がありますので、これを見ていただくと、一般の方もこの協議会の提言の内容について理解を深めていただき、協議会としてどういうことに関心があるのか、どういう方向で関心が移ろっていつているのかということも理解されるのではないかと思います。

25ページ、今度は「学校教育活動の支援」、最後のところです。これについては、ステップ1でターゲットにやはり（ア）、（イ）、（ウ）の3つを設定いたしました。26ペー

ジの上の3つです。

(ア)が「管下の小・中学校の教育活動を支援する区市町村立図書館」、(イ)が「都内中高一貫校、高等学校、特別支援学校の教育活動」、つまりこれは高校が中心になります。それから、(ウ)が「都教育委員会が実施する児童・生徒を対象とする行事や教職員を対象とする研修等」、こういったものがここでの活動のターゲットになるだろうと思います。これは、この広尾の有栖川公園の中にある図書館に子どもさんたちや先生が直接やってくるというよりは、いわば間接的な支援サービスということになるだろうと思います。

この(ア)、(イ)、(ウ)といったものを想定した上で、次にステップ2、「図書館が有するリソースの最大限の活用」としましては、まず初めに「レファレンスサービス事例の共有化」。都立図書館には、児童・青少年サービス担当の司書の方もこれまでいらっしゃいました。かつて日比谷の図書館でこういったサービスをやっていたり、あるいは多摩の図書館でもやっていたこともありまして、そういう知識や経験が蓄積されております。そういうものをぜひこういう場面では生かしていくべきだろうという提案であります。したがって、レファレンス事例という意味では、Q&Aのようなレファレンス事例集を作成して、これを都内の各自治体や学校に配布するということが考えられます。

次は「効果的なツールの作成」ということで、これもこれまで都立図書館が培ってきた経験やノウハウを生かして、例えばブックリストを作成する。各教科・科目の單元ごとの学習に役立つ資料、こういったものは、豊富な人材と豊富な蔵書がある都立図書館ならではの取り組みになるだろうと思います。なかなかこういったことは1つの区や1つの市単独ではなし得ないことですので、これをぜひ都立図書館としてお考えいただきたいと思います。パスファインダーに限らず、学校や区市町村立図書館の実態に合わせてカスタマイズして利用できるようなツール、マルチユースというか、汎用性の高いツールの開発がやはり都立図書館ならではの仕事、業務になっていくのだろうと思います。

29ページのところでは、作成したツールの活用法についても触れております。都立学校はもとより、区市町村を經由して都内すべての小・中学校や公立図書館に配布していくことで、それぞれの自治体が取り組む際のお手本と言うとちょっと言い過ぎかもしれませんが、参考資料になるような形で都立図書館が開発したものを使っていただくという后方支援がこの領域でもできるのではないかと考えられます。

それから、「レフェラルサービス等の取組み」ということで、レファレンスだけではなくて、いろいろな専門機関を案内・紹介するというのも都立図書館が持っているネット

ワークを活用した重要な業務になるだろうと思います。

ステップ3では、それを具体的に展開するために幾つかの例を出しております。都立学校の中で行われているような講座やディベート、海外語学研修のための事前学習、探求学習や調べ学習に力を入れるところも最近ふえてきております。そういった学校に対してパスファインダーを配布したり、先ほども紹介したような都立図書館ならではのツールを提供していくことが考えられます。そのためには、30ページのところで、そういった関係の情報を交換・共有できる掲示板の設置などもうたっております。

この協議会場で紹介された「東京未来塾」、私も大変興味を持ちましたけれども、この未来塾の生徒に対する図書館活用講座というものももう少し開催数をふやして、多くの生徒さんに活用していただくとよりいいと思います。この点についても最後に簡単に触れました。

以上、フレームの中のステップ1、2、3を中心に今回は提案をまとめたことになりま

す。最後、IV章の「おわりに」というところで、ステップ4についてはここでは十分触れられないけれども、評価というところは大事な締めくくりの段階だということで、文部科学省の「望ましい基準」を引き合いに出した上で、やはり最後の評価と業務改善が重要だとしております。なお、これについては、この協議会の第23期に「都立図書館のサービスと図書館改革の評価について」ということで、評価の枠組みについても実は第23期で提案しているわけです。そういった意味で、最後の3行ばかり、31ページの一番最後ですが、この自己評価については、これまでの本協議会の提言等を尊重して、この協議会と連携・協力した上で、今後、定期的かつ適切に行っていただくことで一層のサービス向上が期待されるということを目指しまして、最後の締めくくりとしております。

以上、ちょっと長くなりましたけれども、全体の構成と内容についてご説明をいたしました。なお、最後のページにこの協議会委員の名簿と作業部会委員の名簿が添えられております。この作業部会につきましては、鈴木委員、長島委員、野末委員にも分担執筆ということでご協力をいただきました。この場をかりて部会長の私からもお礼を申し上げて、以上、報告とさせていただきます。

【中島議長】 ありがとうございます。

ただいまご説明のございました提言案文につきましては、事務局からあらかじめ委員の皆様へ送付をさせていただいておりまして、事前にご意見を伺っているようでございます

が、本日、何かこの案文につきましてご意見がございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【中島議長】 特にご意見はないようでございますので、提言につきましては、この案文のとおり、この場で決定をさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【中島議長】 ありがとうございます。

それでは、今期の提言をこの案文のとおりとさせていただきます。

都立図書館におきましては、本提言を踏まえて、さらなるサービス向上に努めていただくことを強く期待したいと存じます。

それでは、僭越でございますけれども、私のほうから館長に提言をお渡ししたいと存じます。

(提言手交)

【中島議長】 どうもありがとうございました。

館長のほうから何かご発言はございますか。

【中央図書館長】 ただいま中島議長から、「都民の課題解決に役立つ図書館を目指して」というテーマでご提言をいただきました。中島議長を初め協議会委員の皆様には、この間、熱心なご議論をいただきましてありがとうございます。また、作業部会の委員の皆様には、実際の提言の原稿をご執筆いただくなど大変なご尽力をいただきました。都立図書館を代表いたしまして、心よりお礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、インターネット等電子メディアの普及に伴いまして、公立図書館を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。そのような中、都民の課題解決を支援するために、都立図書館のサービスはどうあるべきか、今期の協議会において具体的にご提示をいただきました。私どもといたしましては、本提言を踏まえつつ、都立図書館のさらなるサービス向上に向け、職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりますが、委員の皆様におかれましては、2年間にわたり貴重なご意見をいただき、まことにありがとうございます。今後とも都立図書館につきまして、ご指導、ご支援をお願いいたしまして、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

【中島議長】 これで私ども委員は2年間の任期が終了するということでございますが、本日、まだ若干時間がございますので、ここで休憩を挟みまして、その後、最後に各委員の皆様からご意見、ご感想、若干ご発言をお願いしたいと思っておりますので、よろしく

お願いしたいと思います。

それでは、ただいまから10分程度休憩させていただきまして、4時に再開をさせていただきますと思います。

(休憩)

【中島議長】 それでは、協議会を再開いたしますが、もう主要な審議はすべて終了しましたので、以下は速記をとめて進めたいと思いますので、よろしくお願いします。